

令和5年度特定健診のご案内

特定健診（メタボ健診）は、**令和5年度の年齢が40歳以上75歳未満の方が対象**となります。当組合が実施するこの健診を受けるか、または職場の健康診断（事業者健診）を必ず受けて、ご自身の健康状態を確認して、生活習慣の改善やそれに起因する疾病の予防に役立てましょう。

※ **職場の定期健康診断(事業者健診)や市区町村の特定健診を受ける方、あるいは人間ドックの補助の対象者で特定健診の必須項目を含む健診(人間ドック)を受診される方は、この特定健診を受ける必要がありません。また、資格喪失後の受診はできません。**

- ① 特定健診等の受診率が低いと国からの補助金が減るなど、組合財政に影響が出る場合があります。
- ② 特定健診の健診項目をすべて満たす事業者健診（職場健診）の結果データをご提出いただければ、特定健診の受診とみなすことができ、当組合の受診実績をアップすることができます。
- ③ 男性の受診率は、女性よりも約12%程度低い傾向があります。

忙しくても、自覚症状がなくても、健診を受けて、健康状態の把握を！



1 対象者

令和5年4月1日現在当組合に加入している方、かつ年度内の年齢が満40歳から75歳未満で、受診日現在も当組合に加入している方。

- ◎ 年度内に満40歳になる方は、誕生日を迎える前でも受診できます。
- ◎ 年度内に満75歳になる方は、誕生日の前日まで受診できます。

2 受診期間・実施医療機関

- ① 令和5年7月から令和6年3月31日まで、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
の地区医師会加入の医療機関で受診できます。

※ **都外の医療機関で受診する場合は、受診可能な医療機関をお調べしますので組合までお問い合わせください。**

- ② 都内の実施医療機関は、事前に「東京都保険者協議会ホームページ」
<http://www.tokyo-hokensyakyougikai.jp> **特定健診・特定保健指導集合契約(B)**
実施機関一覧でご確認ください。

※ **地区医師会によっては、実施期間が短く設定されている、住民登録がある方しか受診できない、身分を証明するものの持参が必要な場合などもありますので、ご注意ください。**

3 受診項目(必須項目)

問診、診察、身体測定(身長、体重、腹囲、BMI)、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、医師の判断(メタボリックシンドローム判定、総合評価)
(医師の判断により、貧血検査、眼底検査、心電図検査も実施する場合があります。)

4 受診方法

- ① 送付した「受診券」と「被保険者証」が必要です。
受診券裏面の「問診票」は、予めご記入ください。
- ② 受診しようとする医療機関に健診の可否をご確認の上、予約して受診してください。
- ③ 健診当日までの食事制限などについても、併せてご確認ください。

5 受診費用(自己負担額)

無料(自己負担はありません。)

6 その他

6ヵ月以上入院されているあるいは障害者施設・老人ホーム等に入所されている方は、お手数をおかけしますが、当組合(担当:吉田)までご連絡ください。

特定健診の結果は、医師から本人に伝えられます。また、当組合にも健診データが提出されます。

健診結果から特定保健指導に該当すると判定された方に、特定保健指導のご案内をお送りします。

特定保健指導では、専門相談員が面接の上、日常生活の見直しや改善目標の設定のための支援を行います。

特定保健指導の自己負担はありません。

令和5年7月

東京都薬剤師国民健康保険組合

電話 03(3874)7411 吉田

